

## 横浜市区障害者自立支援協議会設置運営要領

制 定：平成 25 年 4 月 1 日(健障福第 3 4 6 号 局長決済)

最近改正：平成 31 年 4 月 1 日(健障福第 3 4 9 2 号 局長決済)

### (趣旨)

第 1 条 本要領は、横浜市障害者地域自立支援協議会設置運営要綱第 2 条の規定に基づき各区において設置する障害者自立支援協議会(以下「区協議会」という)の運営に必要な事項を規定する。

### (組織)

第 2 条 区協議会は、その構成をする再には、別表を参考に構成すること。

2 区協議会は、区協議会を構成する組織の長が出席する代表者会議、同組織の担当者が出席する担当者会議及び各区の実情に合わせた専門部会等を開催することとする。

3 専門部会の開催にあたっては、相談支援に関するものを設置することとする。

4 分科会の設置にあたっては、年限を定め、更新の際に継続の必要性を検討すること。また、会長を選出し、その会長を中心に会の運営を行うこととする。

5 同条の規定により開催する各会議の名称は問わない。

### (目的)

第 3 条 区協議会は、医療、福祉、教育、就労などの関係機関が協議を行い、障害者が地域で安心して生活していくために必要な支援体制について整備することを目的とする。

### (取組事項)

第 4 条 区協議会は、前述の目的を達成するために、以下の内容について取り組むものとする。

(1)地域の現状・課題の把握及び共有

(2)地域の社会資源の開発・改善

(3)協議会構成員の資質の向上

(4)権利擁護等に関する取組み

(5)その他必要と認められる事項

### (構成)

第 5 条 区協議会は、原則として、以下に掲げる機関に属する者によりそれぞれ構成する。

なお、本条第 10 号の当事者の参画については、その場の確保について積極的に検討すること。

(1)区福祉保健センター高齢・障害支援課及び子ども家庭支援課

- (2) 基幹相談支援センター(社会福祉法人型障害者地域活動ホーム。以下「法人型地域活動ホーム」という。)
- (3) 精神障害者生活支援センター
- (4) 区社会福祉協議会
- (5) 地域ケアプラザ
- (6) 就労支援機関
- (7) 区医師会
- (8) 公立小・中学校及び特別支援学校
- (9) 相談支援事業者及び障害福祉サービス提供事業者
- (10) 当事者及びその家族
- (11) その他、各区において必要と認められる機関

(会議の開催)

第6条 代表者会議は、毎年度一回以上、担当者会議は概ね二回程度、いずれも区福祉保健センター、基幹相談支援センター(法人型地域活動ホーム)及び精神障害者生活支援センターの招集により、開催することとする。

(会議の構成及び進行)

第7条 代表者会議及び担当者会議は、区福祉保健センター、基幹相談支援センター(法人型地域活動ホーム)及び精神障害者生活支援センターに属する者が進行役を担い、円滑な会議進行に努めることとする。ただし、区協議会において別に進行役を決定する場合は、この限りではない。

2 その他の専門部会等については、参加者から代表者を選出し、参加者を中心に運営を行うこととする。

3 前項により、代表者を選出されないなど、専門部会等の継続が困難な場合は、会の廃止や休止について協議すること。

ただし、第2条により設置を定められている専門部会については、廃止や休止の対象外とする。

(報告)

第8条 区協議会を開催した場合には、会議録(第1号様式)を作成し、構成員間で共有することとする。

2 区協議会で取り上げた事項のうち、区域より広域の課題であると考えられる事項は、ブロック連絡会または市協議会が設置する課題検討部会に課題報告・検討依頼書(第2号様式)を提出することにより、その内容を提起することができる。

(事務局)

第9条 代表者会議及び担当者会議の開催にあたり必要となる事務は、区福祉保健センター高齢・障害支援課、基幹相談支援センター(法人型地域活動ホーム)及び精神障害者生活支援センターが行うこととする。ただし、区協議会において別に決定する場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 この要領に定めるものの他、区協議会の運営に必要な事項については、区福祉保健センター、基幹相談支援センター(法人型地域活動ホーム)及び精神障害者生活支援センターが協議し、決定する。

(別表)

会議名称	開催目的
代表者会議 (全体会)	関係団体や専門部会の代表者などが集まり、区協議会における運営状況を共有し、その後の担当者の会議への参画を円滑にする
担当者会議	専門部会、連絡会等での取組状況や把握された課題を共有及び意見交換し、区協議会として取り組むべきことを確認する
分科会 ※有期限	各専門部会や連絡会からあがってきたものを担当者会議において、特に急を要し検討が必要な議題として位置付けたものを検討する
専門部会 (部会・連絡会)	障害福祉サービス別、障害種別、テーマ別で構成され、主に情報共有や質の向上に向けた取組を行う
事務局会議	主に3機関を中心に、協議会を円滑に運営するための協議を行う。専門部会、分科会の進捗管理、担当者会議の議題の調整を行う

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年3月30日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日より施行する。